

②通所型サービス

H29.3.13現在

サービス種別	総合事業（通所型サービス）		
	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
サービス内容	○現行の介護予防通所介護と同様のサービス	○閉じこもり予防や生活目標を明確にした自立支援に資するサービス。 （運動メニュー・レクリエーション等）	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○通所型サービスAの利用が難しいケース （身体介護が必要なもの）	○基本チェックリストの結果事業対象者 ○身体介護（入浴・食事・排泄介助）が必要なケースは現行相当を利用 ○生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	
実施方法	事業者指定	事業者指定	
想定している実施事業者等	介護予防通所介護事業所	介護予防通所介護事業所	介護予防通所介護事業所・民間企業・NPO等
人員基準	<p>【管理者】 常勤・専従1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 <p>【生活相談員】 専従1以上</p> <p>【看護職員】 専従1以上 （定員10人以下の場合、看護職員又は介護職員いずれか1以上）</p>	<p>【管理者】 常勤・専従1人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 市が指定する研修修了者 	<p>【管理者】 常勤・専従1人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 （資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師） 市が指定する研修修了者 <p>【看護職員】 ・1以上配置した場合は、看護職配置の報酬を算定する。</p>

総合事業（通所型サービス）			
サービス種別	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
	<p>【介護職員】 利用者15人以下：専従1以上</p> <p>利用者15人超：利用者1人につき専従0.2人以上 （生活相談員・介護職員の1以上は常勤）</p> <p>【機能訓練指導員】 1以上</p>	<p>【従事者】※ 利用者15人以下：専従1以上</p> <p>利用者15人超：利用者1人につき専従0.2人以上</p> <p>【機能訓練指導員】 1以上（看護師が望ましい）</p>	<p>【従事者】※ 利用者15人以下：専従1以上</p> <p>利用者15人超：利用者1人につき専従0.1人以上</p>
		<p>※従事者：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の緩和した基準によるサービスの人員基準で示された名称で、現行の通所介護相当サービスの「介護職員」に当たる。</p>	
設備基準	<p>○現行の介護予防通所介護と同様</p> <p>食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品</p>	<p>サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） 静養室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品</p>	

総合事業（通所型サービス）			
サービス種別	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
運営基準	<p>○現行の介護予防通所介護と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針 従業員の員数・管理者・設備内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 介護予防支援事業者等との連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 介護予防サービス計画等の変更の援助 サービスの提供の記録 利用料の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 定員の遵守 非常災害対策 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 事故発生時の対応 会計の区分 記録の整備 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 安全管理体制等の確保 廃止・休止の届出と便宜の提供 	<p>○現行の介護予防通所介護と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針 従業員の員数・管理者・設備内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 地域包括支援センターとの連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 介護予防ケアプランの変更の援助 サービスの提供の記録 利用料の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 定員の遵守 非常災害対策 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 地域包括支援センターに対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 事故発生時の対応 会計の区分 記録の整備 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 安全管理体制等の確保 廃止・休止の届出と便宜の提供 	<p>※下線部は、市が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。</p>

サービス種別	総合事業（通所型サービス）		
	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
提供時間	○施設により異なる。	○ 半日（1時間30分以上3時間未満）／1日（3時間以上）	
利用対象者と報酬単価	<p>○報酬単価は、現行の介護予防通所介護と同額とする。 平成30年度からは、1回当たりの単価を設定する。</p> <p>■通所型1（週1回程度） 事業対象者 要支援1 1,647単位／月 <平成30年度～>（1月全部で4回まで）378単位／回</p> <p>■通所型2（週2回程度） 事業対象者 要支援2 3,377単位／月 <平成30年度～>（1月全部で5～8回まで）389単位／回</p> <p>○加算 現行の介護予防通所介護費の報酬と同様とする。</p>	<p>○1回当たりの報酬単価と月額の上限を設定する。</p> <p>■通所型A I（週1回程度） 事業対象者 要支援1・2 [1時間30分以上3時間未満] 998単位／月 (1月全部で4回まで)227単位／回</p> <p>■通所型A II（週1回程度） 事業対象者 要支援1・2 [3時間以上] 1,425単位／月 (1月全部で4回まで)324単位／回</p> <p>○加算 なし。</p>	<p>○1回当たりの報酬単価と月額の上限を設定する。</p> <p>■通所型A I（週1回程度） 事業対象者 要支援1・2 [1時間30分以上3時間未満] 806(921)単位／月 (1月全部で4回まで) 183(209)単位／回</p> <p>■通所型A II（週1回程度） 事業対象者 要支援1・2 [3時間以上] 1,152(1,316)単位／月 (1月全部で4回まで) 261(299)単位／回</p> <p>※カッコ内は看護職員を配置している場合の報酬</p> <p>○加算 なし。</p>